

石井・ランシング協定をめぐる 日米関係(三・完)

——中国に関する日米両国交換公文の
成立過程から廢棄に至るまで——

池 田 十 吾

目 次

1. ワシントン会議と特殊利益
2. ハーディング大統領の教書
3. 米国の眞の意図を質す幣原大使
4. 正式に日本の意向を問う米国政府
5. 協定の廢棄に同意する日本政府
6. 米国政府の廢棄覚書
7. 廉棄の延期を提議する日本政府
8. 廉棄に関する米国内の世論
9. 石井・ランシング協定の廢棄

1. ワシントン会議と特殊利益

1921年（大正10）12月12日、ワシントン会議の第15回・太平洋及び極東問題委員会において、王寵惠・支那全権からいわゆる勢力範囲の撤廃問題が提出された。

王寵惠は「勢力範囲なる語は多少漠然たる嫌いあるも、要するに商業的もしくはその他の権利及び利益に関する特殊地位を指すものにして、その淵源は明

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

確ならざるもの、ドイツが山東においてこれを主張したるを初めとするものである。しかし、その形式はおおむね二つあり。一つは、支那を含まざる関係国相互の条約をもってこれを定めたものにして、例えば、英独借款鉄道に関する1898年9月2日の協定。二つは、支那との間の条約または協定に基づくもので、例えば、1898年3月6日の独支間の膠州湾租借条約、さらに、いわゆる21ヶ条要求の結果として成れる1915年5月25日の日支間の条約及び交換文書のごとしである。

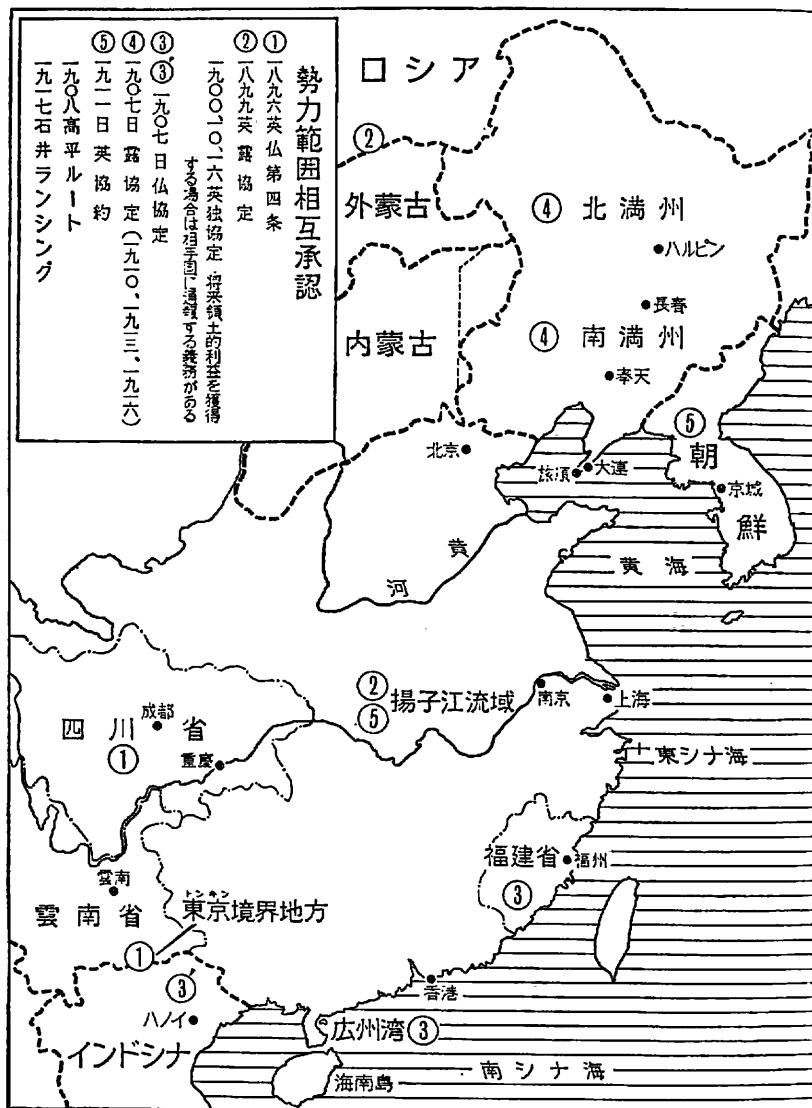
支那がこのような勢力範囲に分割させられている事態はすこぶる重大にして、上は、(1)支那の経済的発展を阻害し、(2)各国の商工業に対する機会均等の主義に反するのみならず、(3)列国をして経済的要求に関して、政治的欲望を遂ぐる野心を増長せしめ、その結果、支那の政治的保全を脅やかすとともに、国際紛争の禍因を釀成するに至るのである。

英米両国はすでに本件撤廃の意思を明らかにし、ことにパルフォア氏は、前回の総委員会席上でその点を明言されている。支那は深くこれを多となるものなるとともに、従来諸国の勢力範囲要求が、支那国民の誤解を招くこと大なるのみならず、支那の主権制限を来たすに至ることをすでに説明したこと顧み、支那全権はこの際、他国全権にも、英米と同様の態度に出でられるよう希望する」とした。これは、他国が支那の領土内において、利益と勢力、または特殊利益に関する範囲を、一切放棄することを要求したものである。^①

これに対し、ルート米国全権は王支那全権に「勢力範囲なる語は形容語に過ぎないため、正確に議論を進める根拠としては不完全である。よって今少し明確に、『支那においてはこれこれの約定は廢棄を欲す』という一覧表を提出されたい」と求めた。^②

12月14日、極東問題総委員会において、王全権は前回の決定に従い、その廢棄を希望する協定の表を作製し、各國全権に配布した。それによると、このなかに「石井・ラシシング協定」が含まれていた。

しかしながら、当時、この協定は問題にならなかったが、米国全権・ヒューズ国務長官の提案である門戸開放に関する提案（特に9国条約第3条）は、明^③



列国勢力範囲に関する地図（日本外交史、13、鹿島研究所出版会、昭和49年、105ページ）

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

らかに本協定を無効化する目的であったことは、疑いないと信じる。ここで、意外と思われることは、ワシントン会議の閉会に際し、他国の全権と同様に日本全権が述べた挨拶が、あたかも特殊利益の定義を与えたかのように、米国側によって解釈されたことである。つまり、幣原全権は次のような挨拶を行なつた。^④

何人も、支那が自ら統治する神聖な権利を否認するものはいない。何人も、支那が自己の国民的な大運命を開拓することを、妨害するものはいない。何人も、支那を犠牲にして何者かを得ようとする計画を以って、この會議に望んだものはいない。反対にこの會議に参加する各国は、絶えず支那を助けて、現在の困難から救出する用意を示している。

日本は条理と公正と名誉に抵触しない限り、できるだけの譲歩を支那に与えたと信じている。日本は、それを残念とは思っていない。日本はその提供した犠牲が、国際的友情及び好意の大義に照らして、無益にはなるまいという考え方の下によろこんでいる。

日本は、支那に急速な平和統一が行なわれ、かつその広大な天然資源の経済的開発に対し緊切な利益をもつものである。日本が主として原料を求め、かつ製造品に対する市場を求めねばならないのは、実にアジア大陸にある。その原料も市場も支那に善良安定の政府が樹立され、秩序と幸福と繁栄がなければ得ることはできない。日本は支那に数十万の在留民をもち、巨額の資本を投下し、しかも、日本の国民的生存は、支那の国民的生存に依存すること大いなる関係上、他の遠隔の地にある諸国よりも、はるかに大きな利害関係を支那にもっていることは当然である。

日本が支那に特殊利益をもつということは、単に平明な現実の事実を述べているに過ぎない。それは、支那もしくはその他のいかなる国に対しても、有害な要求もしくは主張を仄かすものでない。日本は支那において、優先的もしくは排他的な経済関係的権利を獲得しようとする意図に動かされていない。どうして、日本はそんなものを必要とするのか。どうして、日本は公正かつ正直に行なわれる限り、支那において外国の競争を恐れるのか。日本の

貿易業者及び実業家は地理上の位置に恵まれており、また支那人の実際要求に付いては相当の知識をもっている。従って、彼らは別に優先的もしくは排他的権利をもたずとも、支那における商工業及び金融活動において十分やつていけるのである。

日本は、支那に領土を求めるない。しかし、日本は門戸開放及び機会均等主義の下に、日本のみならず支那にも利済ある経済的活動の分野はこれを求める。日本は国際関係の将来に対し、全幅の信頼をいたしてワシントンにやつてきた。今や、その信念を再確認してワシントンを去らんとしている。

米国全権が、ハーディング（Harding, Warren G）大統領に呈上したワシントン会議の報告書は、幣原全権のこの挨拶の一節を援用し、日本が支那に有する特殊利益に定義を与えた重大な宣言とみなした。いわゆる日本が有する特殊利益とは、(1)政治的支配権にも非らず、(2)排他的特権にも非らず、(3)支那もしくは他の外国に有害な要求、または主張にも非らず、(4)門戸開放及び機会均等主義に反するものにも非らず、^⑤との説明を加えている。米国のこの態度は、日本の特殊利益を認めた石井・ランシング協定の廃棄問題とも密接な関係があるように思える。この報告書は、次のように大統領教書のなかに具現化している。

2. ハーディング大統領の教書

ハーディング米国大統領は、ワシントン会議終了後間もなく、1922年3月8日、次のような教書を上院（Message of President Harding to the Senate）^⑥に送った。

私は公共の利益に抵触しない限り、日米間のいわゆる石井・ランシング協定の現状及び拘束力に関し、現在、上院において審議中の4国条約が批准された場合、果たして石井・ランシング協定は廃棄されて無効となるのか、さらに何らかの修正がなされるや否やである。よって、4国条約批准後における同協定の地位に関し、上院に報告を要求する決議を受領した。^⑦

1917年11月2日に調印されたいわゆる石井・ランシング協定は、条約でなく、^⑧米国国務長官と日本特派使節との間に交換された公文である。これは、支那に関して日米両国が、共通に抱懐する願望と意図を公然と声明したものとして、公文自体に述べている。従って、事柄の性質上、本件交換公文は、行政部の政策を宣言する以上のものでない。この宣言または交換公文が、現存のものたると今後効力を発するものたるとを問わず、条約上の義務と両立せざる何らの効力を持ちえないことは、指摘する必要はない。上院の決議を喚起するに至った本件交換公文の個所は、次のような声明である。

日米両国政府は、領土の近邇性が国家間に特殊の関係を創造することを承認する。従って、米国政府は、日本が支那において特殊利益を有し、殊に、日本の所領が接壤している地域において、特殊利益を有することを承認する。

本件の交換公文の他の部分における宣言に鑑み、支那における特殊利益に言及したことは、支那の主権もしくは政治的独立、または門戸開放政策と両立せざる権利と要求を承認したものでないというのが、米国政府の見解である。この見解を誤った解釈でないことは、ワシントン会議における日本側の最終陳述書に発見されるところの「支那における特殊利益」なる言葉に与えられた意味からも明らかである。この言葉は、近邇性が他国の利益と比較して、性質上ではなく、単に程度の上において異なった利益を招来する意味と解釈される。上記は、「支那またはその他の外国に有害ないかなる種類の要求もしくは主張を意味するものでなく (no claim or pretention of any kind prejudicial to China or to any other foreign nation)」、また「支那において優先的もしくは排他的な経済上の利益を獲得する意図 (any intention of securing preferential or exclusive economic rights in China)」を意味するものでないと言われている。

幸運にも、ワシントン会議の結果として、今や、1917年の石井・ランシング協定に使用された用語の曖昧性を考慮する必要がなくなった。なぜならば、上記の用語が惹起する問題は、現在、上院において附議中の日米両国を

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

当事者とする条約によって、完全に除去されたからである。その条約とは、調印国が支那に関して維持すべき主義及び政策を明瞭に表示した9国間の条約を指す。この条約により、支那の主権、独立、領土的及び行政的保全を尊重し、支那をして自ら有力で安固な政府を確立し維持するため、最も完全にして、最も障害なき保証を与えること。支那全土を通じ、各国の商工業に機会均等主義を有効に樹立維持する目的を以って、調印国の権力を行使し、友好国の国民または人民の権利を減殺すべき特別の権利と特権を求めるため、支那における情勢を利用すること、並びに友好国の安寧に害ある行動を是認することを、差し控えることを約束した（9国条約第一条）。

さらに詳細に述べると、調印国は支那のいずれの特定地域においても、商業上または経済上の発展に関し、自己の利益のため一般的優越権を設定する取り極め、または支那において適法なる商業と工業を営む権利、または公共企業をその種類のいかんを問わず、支那政府または地方官憲と共同經營する権利を、他国の国民より奪うような独占権または特権、あるいはその範囲、期間または地理的限界の関係上、機会均等主義の実際的適用を無効にせしむるものと認められるような独占権、または特権を自ら要求せず、また各自国民のこれを要求することを支持せざることを約束している（9国条約第三条）。

さらに、調印国は各自国民相互間の協定にして、支那領土の特定地方において勢力範囲を創設せんとし、または相互間の排他的機会を享有することを定めんとするものを支持せざることを約束した（9国条約第四条）。

この9国条約の商議それ自身が、米国行政部の支那に対する政策の正式の宣言であって、反対の意味を持つと主張される行政部の了解、または宣言にとって代わるものである。もし上院がこの条約に同意を与えるならば、条約の宣言する主義及び政策は、拘束力ある国際協定によって支持され実行されることになる。従って、第一問に対する私の答えは、いわゆる石井・ランシング協定は、明らかに9国条約に宣言された主義及び政策と、いかなる意味においても抵触する場合には、過去におけると将来にわたるとを問わず、何

らの拘束力を持たないことである。

第二問に関しては、4国条約は支那に無関係である。従って、もっぱら支那にのみ関係ある石井・ランシング協定には、直接の関係はないと言える。しかしながら、4国条約は、米国が永く提唱した政策並びに恒久的平和に有利な状態を、極東に創出する計画の必要欠くべからざる一部である。

この大統領教書の意味するところは、幣原全権が与えたものと米国が解釈した特殊利益の定義を掲げて、日本は特殊利益の名の下に、他国以上もしくは以外の特権を、支那に要求するものでないと見なしたこと。同時に、9国条約第一条、第三条及び第四条を援用して、調印国は支那に対しては、全く平等な地位にあることを強調し、石井・ランシング協定は、日本政府の対支政策並びに9国条約によって効力を失なったという考え方である。

しかしながら、果たして米国政府の解釈するように、特殊利益が他国と何ら異なるものであるならば、9国条約に抵触する理由はなくなる。この点、米国政府の推理に矛盾があるように思える。

3. 米国政府の眞の意図を質す幣原大使

3月23日、大統領の教書を注意深く熟読した幣原大使は、ヒューズ国務長官^⑨と会見した。この会見において、幣原大使は大統領の説明が、もし石井・ランシング協定が調印済みの諸条約と抵触する場合には、効力のないものという趣旨と了解すると言い、自分は本件に関し、何ら正式に問題を提起せんとするものではないけれども、石井・ランシング協定は、例え諸条約に抵触せずとも、死文に帰したものという見解であるのか承知したい。そうであるならば、これは重大な問題として考慮せざるをえない。

国務長官はこれに対し、元来、私は曖昧な公文や覚書の交換には全く反対である。私は、石井・ランシング協定の公文の交換は、誠に遺憾であると考える。なぜならば、この公文は疑問を惹起する表現方法をとっているのみならず、大使もご承知の通り、それを予想して公文交換当時に、秘密の覚書が作成

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

されている。私はこのやり方には賛成できない。なぜなら、他国との友好関係を維持する方法は、全ての交換公文を曖昧にせず、両国がこれを同一意義に解釈することが良い信じるからである。

日本は、他の利益と性質を異にする利益を持っているという意味において、支那に特殊利益を要求するものでないと了解する。石井・ランシング協定の特殊利益は、単に、日本がその必要とする原料の輸入並びにある種の貿易に依存しているという意味において、程度を異にする利益を意味するものと解釈される。しかしながら、支那の主権及び独立を害し、または、門戸開放政策に抵触する特殊の性質の利益を、日本が持っている意味には解釈されない。私は、大使がワシントン会議の閉会に際し、事実上、上記の意味において、日本の立場を述べられたことを本当に欣んでいる。私は、大使の演説を深甚な興味を以って傾聴した。もちろん、大使もお気付きのことと思うが、大使の演説は大統領の教書にも引用されている。私は大使が日本政府の承認を得なかつたならば、閉会に当つてこのような演説を行なわなかつたと想像する。私は、目下、審議中の諸条約並びにワシントン会議において採決された諸原則と両立しない石井・ランシング公文の解釈に関し、米国政府の不安を除去せんと努力したと答えた。

これに対し、幣原大使は格別な異存は唱えず、もし石井・ランシング公文が、諸条約と抵触する場合には、もちろん効力はないけれど、例え、石井・ランシング公文が諸条約と抵触しない場合においてすら、全く死文に帰したということは別である。この点に関し、日米両国間に了解を遂げることはないかと述べた。

國務長官はこれに対し、日米両国は一切の誤解を避けるために、支那に適用される原則に関して確定的な意見の一致を見た。石井・ランシング公文がこれらの原則と抵触する何等かの目的に役立つ限り、効力を失つたものとみなさざるをえない。もし、石井・ランシング公文を諸条約と両立して、何等かの目的に効力ありと取り極めんと欲するにおいては、それが何であるかを極めて精確に承知したい。なぜならば、私は将来日米間に誤解を惹起すべき了解と交換公

文を行ないたくないからである。それが、私の切望する日本との親交関係を維持する途であると信ずると答えた。

幣原大使は、この見解を黙認したかのようであった。

4. 正式に日本の意向を問う米国政府

5月4日、米国政府は佐分利代理大使に対し、次のような覚書（Aide Memoire）を与える、日本の意向を正式に問うた。

日本代理大使もご記憶のように、1917年11月2日、ランシングと石井子爵との間に公文が交換された際、両者の間に次のような了解事項が、記録に残されている。

議定書

本日を以って、日米両国政府の支那に関する政策を宣言する公文の交換が行なわれたのであるが、それに到るまで日本特派大使と米国國務長官の間に行なわれた会談において、次の一句を上の宣言内に加えるか否かの問題が討議に上った。すなわち、「日米両国政府は現下の事態を利用して、他の友好国の臣民または市民の権利を減殺すべき特殊の権利もしくは特権を支那において求めざること（They will not take advantage of the present conditions to seek special rights or privileges in China which would abridge the rights of the subjects or citizens of other friendly states）」。さらに「この問題を慎重に検討した結果、上の一句を加えることは、日米両国間の関係に鑑み、余計なことであるのみならず、一般公衆の心理に誤った印象を与える恐れがあるので、これを宣言から除外することに一致した。しかしながら、除外された文句の内に表明された主義は、支那に関する日米両国政府の宣言する政策と完全に一致することは、よく了解されている」。

この了解事項は、遂に公表されなかつたけれども、両国政府としてはこれを以って、ランシング及び石井子爵間に交換された公文において、両国が共

同に宣言した政策の不可分の一部となす意図であったことはもちろんである。

日米両国は、1922年2月6日、ワシントン会議に参列した他の諸国と共同して締結した9国条約には、支那に関して遵守を約束した主義及び政策が明瞭に規定されてある。大統領は上院の決議に答え、石井・ランシング協定の現状及び拘束力に関する情報を伝達する1922年3月8日の教書において、上の協定は前述の「9国条約において明らかに宣言された主義及び政策といかかる意味においても抵触する場合には、過去におけると将来に亘るとを問わず、何等の拘束力を持たない (has no binding effect whatever, either with respect to the past or future, which is in any sense inconsistent with the principles and policies explicitly declared in the Nine-Power Treaty)」と述べている。

1922年2月1日、ワシントン会議第5次総会において、採択された決議中に次のような規定がある

本会議に参加した諸国は、支那並びに諸国の支那に関する政治上及びその他の国際的義務に影響ある一切の事項に関し、今後完全なる公表が行なわれることを望み、次のような約束をする。

1. 支那以外の諸国は、支那と結びもしくは支那に関し他国と結んだ一切の条約、協約、交換公文、その他の国際的取り極めにして、現に有効と認め、またこれに依拠せんとするものは、これを一覧表に作成し、事情の許す限り、速やかに本会議の事務総長に提出し、参加国に転送せしむものとす。上の場合、当該文書の有権的正文の登載された公の出版物その他があれば、これを引用するものとす。当該文書の発表なき場合には、正文（原文の国語にして）の写しを本会議の事務総長に提出するものとす。

この決議により、日米両国政府は、もし石井・ランシング協定を引き続き有効なものと認め、これに依拠せんとするにおいては、これを公表する目的を以って、ランシングと石井子爵との間に交換された公文のみならず、上の

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

公文交換の際、記録に残された今日まで、未発表の了解事項までもこれを通知する義務があると思う。

よって、ここに発生した問題は、果たして日本政府が、上の協定を前記決議に基いて通知し、その効力を継続せんとする意向なのか、また9国条約の成立に鑑み、日本政府は米国政府と協同して、石井・ランシング協定を両国間の別個の了解として存立することを相互の同意によって、消滅させる意向はないかどうかである。^⑩

米国政府としては従来の考え方である「9国条約が、石井・ランシング協定に抵触するので、この際、石井・ランシング協定を廃棄したい」趣旨を繰り返し述べて念を押しているのである。

5. 協定の廃棄に同意する日本政府

その後、約8ヶ月を経た12月27日、在米日本大使館は次のような覚書を國務省に送り、石井・ランシング協定の廃棄に同意すると同時に、同協定の廃棄は日本の支那における地位に、何等の影響を与えるものでないことを強調した。^⑪

國務長官は、1922年5月4日の覚書を以て、支那に対する日米両国政府の政策に関し、ランシングと石井子爵間に交換された公文の効力を消滅せしむることに關し、日本政府の意向を問い合わせてきた。この覚書は、前記交換公文の行なわれた際、記録に残された未調印及び未発表の了解事項に關し、米国政府の覚書によれば、もしいわゆる石井・ランシング協定を引き続き効力を有するものと認め、これに依拠せんとするにおいては、両国政府は、1922年2月1日、ワシントン会議において採決された決議によって、ここに調印及び交換された公文のみならず、上記の公文に關係して到達した未調印の了解事項までもこれを会議の事務総長に通知する義務があると述べている。

ご承知の通り石井・ランシング協定は、「近來往々流布された有害な風説^⑫を一掃(to silence mischievous reports that have from time to time been

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

circulated) せんがためであった。幸いにして、今やかかる一般的不安は消滅された。殊にワシントン会議以後しかりである。日本政府は米国政府の希望ならば、欣然として問題の交換公文の廃棄に同意する。それと同時に日本政府は、上の廃棄によって起こるとあるべき誤解を防止するため、上の公文に記載する支那に対する日本の立場を、明らかにすることを必要と認める。

日本政府の意見によれば、ランシングと石井子爵間に交換された公文は、支那に対する諸政策を明確に発表した9国条約とは、文字の上においても、精神の上においても、何等矛盾するところないと思うのである。ただし、上の公文が支那における日本の特殊利益に言及することは、日支両国間の地理的近邇性によって発達した実際上の事態を述べたに過ぎないからである。

日本が他の遠隔の地に位する諸國の有せざる範囲と程度とにおいて、支那に利害関係を持っていることは、自然であり、明白なことである。しかし、その理由の第一は、莫大な日本の資本が支那に投下されること。第二は合法的産業に従事するため支那の各地に定住する在留日本人の数が、他の諸外国の在留民に比し、比較にならないほど多数であること。第三に、とりわけ、日本の経済的存立及び国民的安全が、直接かつ實際上、支那の平和と秩序ある進歩とに依存していることである。日本政府の考えによれば、石井・ランシング協定に記載されたことは、これらの事実を承認したことである。

しかしながら、このような事実を承認することは、日本が支那に対しまたは諸外国に対し、有害な特殊の特権または特権を主張する報告ではない。日本がこのような性質の主張を目的としていないことは、上の交換公文それ自身によって確認されている。すなわち、上の公文によって米国が支那の主権、独立及び領土的保全、並びに門戸開放及び機會均等を承認するように、日本も十分これを認めている。

日本政府は、叙上の意味における日本の支那に対する特殊利益は、外交文書によって明白に承認されると否とに拘わらず、現に存在し、将来も存在するものなることを明らかにしたいのである。日本政府が石井・ランシング協定の廃棄に同意したことは、日本の支那に対する地位の変化を示すものと解

してはならないのである。

未発表の了解事項の地位に関する米国政府の見解は、このような非公式にして署名なき了解事項を1922年2月1日、採択の決議に「条約、協定、交換公文もしくはその他の國際的協定」と同一視することが、適當であるか否かの問題に帰着する。しかしながら、日米両国政府が相互に合意の上、石井・ランシング協定を廢棄する以上、その協定に關係して成立した了解事項の問題を考慮する必要はないのである。

すなわち、石井・ランシング協定の廢棄には同意するけれども、それは米国政府の主張する如く、上協定が9国条約に違反するからという理由に基くものではない。日支間に現存する政治上、經濟上及び国防上の緊密な關係は、外交文書による明示の承認の有無に拘わらず依存するのであって、石井・ランシング協定の廢棄は、少しも日本のその地位の変更を意味するものではないことを力説したのである。

日米共同宣言には第1に支那に於ける日本の特殊利益、第2に支那の領土保全、第3に支那に於ける商工業の門戸開放機會均等主義が宣言せられてある。協定廢止と言ふても、まさかに上三項とも廢止を意味する訳ではあるまい。宣言の第2及び第3は米国としては1899年共和党政府のヘイ国務卿が始めて提唱したところに係り、其の後彼國の対支外交の枢軸として居る所である。日本としても單り米国とのみならず、英、仏、露等の政府とも約言したる所であるから、今之を米国との間のみで廢止し得べき筋合でなく、かつ事体自身を廢止してはならぬ性質のものである。とりわけ、第1の宣言事項たる支那に有する日本の特殊利益を、米国政府が承認したる事だけを廢止したものであらねばならない。然るに日本の支那に有する特殊利益は、天然の地勢から来る実在の状態を描出したままであって、比の利益は米国から与えられたものではない。ランシングと我輩とは、言わば写真師の役を勤めたに過ぎない。出来上った写真が今の米国人の氣に入らぬからとて、その陽画を打ち壊しても陰画に残っている。陰画で打ち壊しても、實物はなおその所に依存するを余向せんである。重ねて言ふ、日本の支那に有する特殊利益は、元

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

来他国の承認を必要とはしないのであった。しかし、必要ならざる承認も時に取って有益なことがある。米国の我特殊利益承認は、すなわち其の場合である。死児の齢を彼比言ふは愚痴であるが、日本の支那に有する特殊利益は死児ではない。石井・ランシング協定が廃止されても、日本の特殊利益は儼として其所に存在する。日本が支那に有する特殊利益は、国際協定に依って創設せられたものでなければ、廃止の目的物となり得べきものでもない。¹³⁾

石井は、支那に対する日本の特殊利益を米国が承認したことだけを廃止したものでなければならないと主張している。日本の支那において特殊利益は、自然的なものであるという考え方であった。

6. 米国政府の廃棄覚書

1923年1月2日、米国政府は佐分利貞男代理大使に対し、次のような覚書を送致して、日本政府の覚書に答えた。

國務長官は、1922年12月27日附日本代理大使の覚書を閲読した。この覚書において、代理大使はもし米国政府の希望とあれば、日本政府は、1917年11月2日のランシングと石井子爵との間に交換された公文の廃棄に同意する事実を通知されると同時に、日本が日支両国の地理的位置の理由を以って、支那問題に格別の关心を持つことと言及されている。日本は支那もしくはいかなる外国にも有害な特殊の権利または特権を要求することを考えていない事実を確認 (confirmed the fact that Japan has in view no claim to special rights or privileges prejudicial to China or to any foreign nation) された。

最近、ワシントン会議において到達し、かつ同会議の結論に編入された支那に関する主義及び政策が、有権的に樹立された事実に鑑み、米国政府は、石井・ランシング協定の公文の用語から起る曖昧の可能性を除去することが望ましいと思う。従って、國務長官は、日米両国政府が、1917年11月2日の石井・ランシング公文を廃棄し、今後、何等の効力もしくは効果をもたな

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

⑭

いものと思考することに同意する。

米国政府に対して、支那またはいかなる外国にも有害な特殊の権利もしくは特権を要求する考えがない、という一句を援用して、一本釘を差していることに留意する必要がある。

7. 廃棄の延期を提議する日本政府

1月19日、佐分利代理大使は國務長官を訪問した。同代理大使は、書面上は純然たる個人的立場と称し、石井・ランシング協定の廃棄に関してとるべき措置につき、日本政府に進言するのに困難があると述べ、ワシントン会議において調印された諸条約が効力を発するまで、協定の廃棄を延期することを求めた。東京においても、内田外相から非公式に米国大使に申し出て、同大使の同意を得たと附言した。

ヒューズ國務長官はこれに対し、廃棄は相互の合意によって既に実行されている。しかしながら、この際、日本政府に迷惑をかけることを避けるため、一時、その事実の公表を延期することに同意する。しかし、その延期にも限度がある。米国政府はワシントン会議の決議に基づき、近い将来、支那に関する国際間の約束を通告する必要がある。石井・ランシング協定は、そのうちに含めてはならないと答えた。

佐分利代理大使は、これに対し完成された事実を公表せずに、長い間押えておくことは、政府が批難を受ける危険がある。ゆえに、廃棄そのものを延期したいと述べた。ヒューズ長官は、これに対しそれは不可能である。しかしながら、日本政府の立場もあることであるから、米国政府として成し得る最大限度の範囲で、公表の延期を考慮することができると答えた。一方、國務長官はワーレン駐日米国大使に対し、日本政府を不必要に困惑の地位に追い込みたくないけれども、米国政府としては、廃棄に関する立場を捨てて妥協することは出来ないと訓令した。
⑮

よって4月3日、駐米大使として新任（1923年、大正12、2月18日）した埴

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

原正直は、国務長官に面会した。埴原大使は「石井・ランシング協定廃棄に関し、上奏と御裁可を仰ぐため、そして枢密院の諮詢を経る必要上、公文の交換をなすことに同意するか」と尋ねた。^⑯ヒューズは、直ちにこれに同意し、翌4月4日、^⑰廃棄に関する次のような交換公文の草案を埴原大使に送致した。

両国政府は、ワシントンの軍縮会議において到達した中国政策に関する最近の基本原則にかんがみて意見の一致をみた。そして、この会議において、日米両国政府は1917年11月2日の石井・ランシング協定を廃棄し、何ら効力のないものとすることに合意した。

8. 廃棄に関する米国内の世論

石井・ランシング協定廃棄に関する米国内の新聞論調は、どのようなもので
あったのだろうか。埴原大使から内田外務大臣宛の電報によれば、「ワールド」^⑯紙は「本件が、未だに秘密扱いされるのは、支那が21ヶ条要求の廃棄をなそうとしているこの際、日本側においては、本件廃棄の公表を欲していない」と報じ、日本政府が廃棄に消極的である旨を報じている。

また、「ワシントン・ポスト」のフォックス記者は、「石井・ランシング協定と21ヶ条要求が、齊しくスペシャル・インテレストの問題に係ること」を述べ、「21ヶ条の廃棄もまた、ワシントン条約の精神に照らして認められるべしとする、支那の要求を益々支持するのに好都合となる」と述べている。つまり、支那にとって、千載一遇のチャンスであるとしている。

一方、「ニューヨーク・タイムズ」は、「国務省において、本件廃棄に関する言明を憚れるゆえんは、本件累次の公表に付いては、関係国において、特定日に同時に発表する実例のアンダースタンディング（understanding・協定、とりきめ）によると推察する」と報じている。

さらに、「ニューヨーク・トリビュン」は、「ワシントン会議以来、已に實際上死滅する協定を形成的に葬り去りたるものなるが、元来、遅かれ早かれ訂正されるべきもので、日米両国は今や明らかに、これを放棄するに至る」と、廃

棄は当然であるとも受けとれることを論じている。また、「ニーヨーク・ヘラルド」は、「ヒューズ及びワーレンの尽力と日本の寛容を称揚し」、「支那における米国の利益が日本のそれと同様なること」を論じている。

つまり、1915年の21ヶ条要求に対する米国の態度を再び明きらかにし、米国も日本同様、支那に利益があることを主張している。¹⁹⁾

9. 石井・ランシング協定の廃棄

石井・ランシング協定は、実質的には1922年12月27日の佐分利代理大使覚書、並びに翌1923年1月2日のヒューズ国務長官の回答によって廃棄されたのも同然である。だが、形式的には廃棄するのには交換公文を必要とするやり方であった。そこで、数次にわたる交渉を経て、1923年4月14日、廃棄に関する公文の交換を行なっている。すなわち、同日付を以って、まず米国国務長官から次のような問い合わせの公文を駐米日本大使に送致し、埴原大使がこれを確認²⁰⁾する形式をとったのである。この英文は下記の通りである。

I have the honor to communicate to your Excellency my understanding of the views developed by the discussions which I have recently had with your Embassy in reference to the status of the Lansing-Ishii Exchange of Notes of November 2, 1917.

The discussions between the two Governments have disclosed an identity of view and in the light of the understandings arrived at by the Washington Conference on the Limitation of Armament, the American and Japanese Governments are agreed to consider the Lansing-Ishii correspondence of November 2, 1917, as cancelled and of no further force or effect.

このヒューズ国務長官の書簡に対し、駐米埴原大使は、同日付を以って下記²¹⁾の通り同意した。

両国政府は商議の結果、見解の一一致を見たり、軍備制限に関するワシント

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

ン会議により到倒せられたる了解に鑑み、日本国及び米国政府は、1917年11月2日の石井・ランシング交換公文は廃棄せられ、かつ今後、効力なきものと看做すことに合意す。

この日米両国政府の合意から察するに、石井・ランシング協定の廃棄は、ワシントン会議の了解、特に9国条約と両立しないために廃棄されられたと解釈することができる。

しかし、これは日本政府の当初の立場と異なるものがあるようと思える。だが、米国政府の廃棄希望は強く、遂に、日本政府も「これに応ずること已を得ざる所」^②となり、4月16日、日米両国間において、廃棄に関する交換公文を、同時に公表したのである。5年5ヶ月と12日にわたる数奇な運命を経た石井・ランシング協定は、ここに一生を終えたのである。^③

この協定の廃棄は、石井菊次郎にとって「寝耳に水」であった。協定廃棄の交渉中は何も知らされずに経過し、廃棄に至って始めて耳にしたのであった。石井には、いかにも不可解なものとして映ったに違いない。（完）

注

① 鹿島守之助、『日本外交史』13、ワシントン会議及び移民問題、鹿島研究所出版会、昭和49年、103ページ。

② 同書、104ページ。

③ 1922（大正11）年2月6日、ワシントン会議において、中国問題につき直接関係国であるアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ポルトガル、中国、日本の9ヶ国全権によって調印された条約である。本条約は、ワシントン会議での中国に関する各種の決議中、列国の中国関係の指針たるべき主義・原則の性質を有するものを基調としたもので、ルート4原則（①中国の主権・独立・領土的保全の尊重、②中国の安定政権樹立のための機会供与、③中国における商工業上の機会均等主義の樹立、④中国の現事態に乘じ、友好国国民の権利及び安寧を侵害しないこと）を骨子とする。

この条約の第3条によると、「一切の国民の商及び工業に対し、支那における門戸開放、または機会均等の主義を一層有効に適用する目的を以って、支那以外の締約国は下記を要求せざるべく、また各自国民の下記を要求することを支持せざるべきことを約定す」とあり、その一つは、(i)特定の地域に関する一般的優越権、二つは、(ii)個々の場合における独占または優越権に関するものを掲げている（外務省編

石井・ランシング協定をめぐる日米関係（三・完）（池田）

『日本外交年表並主要文書』1840—1945, 下, 原書房, 昭和53年, 17ページ)。

- ④ Conference on the Limitation of Armament, Senate Document, No. 126, 1922, pp. 378~380.
- ⑤ Mark Sullivan, The Great Adventure at Washington, 1922, New York, Senate Document, No. 126, pp. 852~853.
- ⑥ Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1922, vol. II, Government Printing office, Washington 1938, pp. 591~593. (以下, Foreign Relations と略する)。
- ⑦ アメリカにとって、日英同盟の解消は海軍軍縮の成功、さらにはワシントン体制の成立のための前提条件であった。幣原全権も、四国の場合から日英同盟の寿命は尽きたとし判断して、対米関係の改善と軍縮の成立を優先させることにした。日・英・米にフランスを加えて、太平洋に関する4国条約としたのは、日英との特殊な政治協定の色彩を薄めて、アメリカの世論を宥和しようというアメリカ側の配慮による,

この条約は、太平洋の諸島や領地に関する4国の権利の相互尊重、共同会議による紛争の解決、侵略に対する措置の協議を約定して、太平洋の現状維持を保障しようとしたものである。こうして、アメリカは、日本からの攻撃に対してフィリピンの安全保障をとりつけると共に、日英同盟を廢棄させるという所期の目的を達成した。一方、日本は1902年以来、大陸進出の国際的支柱になっていた日英同盟を失ったが、4国条約によって一応孤立化を免れたり、日米間の疑惑を取り除きえたことも利点と考えられた(鹿島守之助, 前掲書, 144~164ページ),

- ⑧ 原文は Exchange of Notes regarding China となっていることは、すでに前述の通りである。
- ⑨ Foreign Relations, op. cit., pp. 593~595.
- ⑩ Ibid., pp. 595~596.
- ⑪ Ibid., pp. 597~598.
- ⑫ この語句は、ロバート・ランシング国務長官が石井特派使節と交換した公文の冒頭にある。英文では「in order to silence mischievous reports that have from time to time been circulated, it is believed by us that a public announcement once more of the desires and intentions shared by our two Governments with regard to China is advisable」となっている(Foreign Relations, 1917, p. 264)。
- ⑬ 石井菊次郎『外交余録』, 岩波書店, 昭和15年, 162~163ページ。
- ⑭ Foreign Relations, op. cit., pp. 598~599.
- ⑮ Foreign Relations, 1923, vol. II, pp. 455~456.
- ⑯ Ibid., p. 456.
- ⑰ Ibid., p. 456.

- ⑯ 日本外交文書，大正12年第3冊，第368文書，425～426ページ。
- ⑰ ワシントン会議において，1915（大正4）年5月25日，日支間に調印されたいわゆる「21ヶ条要求」問題は，日本の埴原全権によって「この問題は，日支間の単独問題であって，ワシントン会議に上議すべき事項にあらざること」と指摘している。これに対し，支那全権及びヒューズ米国國務長官は，必ずしもそうだとは考えていなかった。後に，議長であったヒューズは，1月23日の第24回太平洋及び極東問題において、「21ヶ条要求に関する事項は，当時，進行中であった山東会談の解決を待ったために，延期されたと了解する」と説明している（Conference on the Limitation of Armament, Senate Document, No. 126, 1922, pp.1382～1383）。

しかしながら，この問題に関して日本としても，本件に対する態度を明らかにする必要を認め，2月2日の第30回太平洋及び極東問題委員会において，幣原全権は次のような重要な陳述を行なった。

支那全権から，1915年の日支条約及び交換公文の再審議並びに取り消しを主張する陳述書の提出があった。日本全権は，支那全権の困難な立場は諒解するけれど，支那が自由な主権国として結んだ国際条約の約束を取り消すために入ったこの手続きに同意しかねる。

支那全権は，1915年の約定の法律上の有効性を論議する意図はないものと想像する。しかし，上の約定は，両国政府から正当の委任を受ける代表者が，正式に調印し，かつ批准書の交換も国際慣行に従って行なわれたものである。支那がこれら約束の取り消しを主張すること自身が，支那がその約束は存続し、将来も取り消しを受けるまで，引き続き有効たるとの見解に同意していることを示すものである（Ibid., pp. 1382～1383）。

この幣原全権の陳述に対して，ヒューズ議長は，次のような米国政府の態度を声明した。

米国政府は，日支両国政府に行なわれ，目下，懸案中である商議の事情とその結果として到達した協定に顧み，支那共和国政府に対して，日支両国政府間に締結され，もしくは締結されるべき協定と約束は，支那における米国及び米国市民の権利，支那共和国の政治的もしくは領土的保全，門戸開放政策として知られる支那に関する国際的政策を毀損するものは，これを承認しえない。

つまり，米国政府の声明文は，過去においても現在においても，何らの変化もないことを知ることができる（Ibid., p. 1560）。

- ㉐ Foreign Relations, 1923, Vol. II, p. 457.
- ㉑ 日本外交文書，大正12年第3冊，375文書付記一，外務省，昭和54年，435～436ページ。
- ㉒ 同書，438ページ。
- ㉓ 石井，前掲書，162ページ。

